

行橋市水道事業（浄水場運転管理等）業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、行橋市水道事業（浄水場運転管理等）業務委託（以下「業務委託」という。）について、業務委託の目的、業務内容、業者選定方式、スケジュール及び審査方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 業務委託は、行橋市水道事業（浄水場運転管理等）業務（以下「業務」という。）について包括的に委託し、水道施設管理の効率化とサービスの向上を図ることを目的とする。

（業務委託内容）

第3条 業務委託の内容は、次のとおりとする。

- (1) 行橋浄水場運転管理業務
- (2) 行橋浄水場保守管理業務
- (3) 行橋浄水場補修業務のうち突発的かつ簡易な補修に関する業務
- (4) 矢留浄水場運転管理業務
- (5) 矢留浄水場保守管理業務
- (6) 矢留浄水場補修業務のうち突発的かつ簡易な補修に関する業務
- (7) その他浄水関連施設の保守管理業務及び補修業務のうち突発かつ簡易な補修に関する業務
- (8) 上記(1)から(7)までの業務を適切に実施するため市長が必要と認める業務

（業務委託期間）

第4条 業務委託期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（業務目安額）

第5条 業務目安額は、965,065,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

む。以下同じ。)とする。ただし、各年度の業務目安額は、193,013,000円とする。

(業者選定方式)

第6条 業者選定については、参加業者の企画・提案内容を重視した委託先の決定をするため、プロポーザル方式を採用する。

2 前項に定めるプロポーザル方式を実施するにあたり、広く企画・提案を募集するため、公募型を採用する。

(スケジュール)

第7条 業務委託の全体スケジュールについては、別表1のとおりとする。

(参加資格)

第8条 プロポーザルへ参加を申し込む事業者(以下「参加事業者」という。)に必要とされる参加資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 「行橋市建設工事等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則」に基づき、市内及び市外物品・役務有資格者名簿に登録されている者
なお、現在市内及び市外物品・役務有資格者名簿に登録されていない者については、速やかに追加登録の手続きを行い、登録を受けること。
- (2) 当該業務委託の目的達成に必要な従事者を配置できる者であること
- (3) 浄水場運転管理業務に精通し、国内で下記①・②の条件を満たす運転管理実績を有すること(ただし、簡易水道、配水池・ポンプ場等の水道施設の一部や塩素消毒のみの施設、夜間・休日の宿直及び排水処理の管理は、実績として含まない)
 - ①平成21年4月1日以降において、処理能力10,000m³/日以上浄水場運転管理実績が5か所以上あること
 - ②上記①のうち、高度浄水処理施設(粒状活性炭)の運転管理実績が1か所以上あること
- (4) 常時雇用関係があり、かつ、日本国内において、水道事業の浄水場運転管理

等業務について5年以上の実務経験を有する業務責任者を配置できる者であること

(5) 常時雇用関係があり、下記に掲げる資格以上の者を配置できること

ア 水道技術管理者

イ 水道施設管理技士（2級以上）

ウ 特定化学物質作業主任者

エ 第2種電気工事士

オ 第2種酸素欠乏危険作業主任者

カ 消防設備点検資格第2種

(6) 個人情報の漏えい、滅失、き損、又は改ざんの防止その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること

(参加申込)

第9条 参加事業者は、プロポーザル参加申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、第3項に定める期間内に市長に提出しなければならない。

(1) 会社概要がわかるもの（会社設立年月、資本金、事業内容が明記されているパンフレットなど）

(2) 第8条（3）の条件を満たした運転維持管理証明書（様式第11号）

(3) 水道関係資格及びその資格の保有数

(4) 水道関係従業員数及び総数

(5) 暴力団の排除に関する誓約書（様式第2号）

2 前項に掲げる参加申込書及び添付書類の提出部数は、正本1部、副本1部とする。

3 応募期間は、令和2年9月2日から令和2年9月27日までとする。

(参加資格審査)

第10条 前条第1項に規定する参加申込の審査については、別に定める水道事業（浄水場運転管理等）業務委託事業者選定基準及び行橋市水道事業（浄水場運転管理等）業務委託プロポーザル審査委員会要領に規定する行橋市水道事業（浄水場運転管理

等) 業務委託プロポーザル審査委員会 (以下「審査委員会」という。) において行うものとする。

2 市長は、前項の審査の結果について、参加事業者に対し速やかにプロポーザル参加資格審査結果通知書 (様式第3号) により通知することとする。

(業務提案)

第11条 参加資格を有するとされた参加事業者 (以下「提案事業者」という。) は、業務提案をしようとするときは、次に掲げる書類を、第3項に定める期間内に市長に提出しなければならない。なお、枚数は各事業者の自由とするが、できる限り簡素に記載すること。サイズは日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとする。図表等を使用する場合において「A3版」を使用するときは、折り閉じることとし、業務提案書等に付随する資料添付については、認めない。

(1) 業務提案書等の表紙 (様式第4号)

(2) 業務提案書 (様式第5号から様式第9号)

(3) 提案見積書 (様式第10号)

2 前項に掲げる参加申込書及び添付書類の提出部数は、正本1部、副本1部とする。

3 提案期間は、プロポーザル参加資格審査結果通知書を受け取った日から令和元年10月15日までとする。

(業務提案書等作成要領)

第12条 業務提案書等の作成については、別に定める行橋市水道事業 (浄水場運転管理等) 業務委託に関する応募要領説明書の定めに従い作成すること。

(審査方法)

第13条 業務提案書等の審査については、審査委員会において行うものとする。

2 市長は、前項の審査の結果について、提案事業者に対し速やかにプロポーザル結果通知書 (様式第12号) により通知することとする。

3 審査委員会における評価点の公表については、自社提案分に限り評価点数を記載した書類を交付するものとする。

4 業者選考等に係る情報の公表は、行橋市情報コーナー設置運営規程（平成12年告示第15号）に基づき行うものとする。

（失格）

第14条 市長は、提案事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、プロポーザルへの参加資格を取り消すものとする。

- (1) 第8条に定める参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 不渡手形又は不渡小切手を振り出した者
- (3) 行橋市工事請負業者選考委員会からの指名停止措置を受けた者
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 実施要領・応募要領説明書等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (7) 現地説明会を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- (8) 提案見積書の金額が、第5条に定める業務目安額を超えた場合

（契約締結）

第15条 第13条第1項に規定する業務提案書等の審査の結果、受注候補者が決定した際には、速やかに契約交渉を行い、契約締結するものとする。

（組織）

第16条 業務委託の実施に係る事務局は、環境水道部上水道課に置く。

2 業務委託に関する各種問合せ及び書類の受付等の事務の処理については、事務局において行う。

（書類の様式）

第17条 この要領の施行に関し必要な文書等の様式は、市長が定める。

（委任）

第18条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年7月16日から施行する。

附則

この規則は、令和元年8月21日から施行する。

別表1

【プロポーザル方式等の全体スケジュール】

